

京都市訓令甲第 27 号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条第43号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)